# 古今武家叙記 一

林三
ケ
林三
又5
2334
1

佛又
2.334
1

# 古今奎家雜話巻の壹

一

土井遠江守利隆儀ハ源君ヘ大塚屋敷ヶ所迄被
下置家中賜暇動し一門家中ハ寄合ハ
而已ニ成り有遠江守松平定綱信綱娘ヲ
嫁し解ル有り後ハ今小法師ヲ子ニ成ル云
給ふ其頃ハ元中ハ威勢強く奉向ハ
一家方も奥方ハ下間と肝煎し諸事仕ル
し頼まれ奥方の愛子男小法師家督
ハ次男小法師ハ家督
ハ孫分の仕ル成ル 公儀向ハ成り二男小

水谷氏蔵書記

在之ニ家督出添ニ付在り候処ニ蒲田七藤
写シ大ヘリ悠リ嫡子土井甚三郎方より二男ニ而
ヒ總領ニ立可申之奥方ハ願ハ合点ニ而
奥方ニハ思案分別ニ而土井の家をハ立させ
不及仁義ニ而果候ニも家来共存知之候ニ付而ハ難儀
也ニ付何事之分別候リ可申非凡奥方ハ御望ニ早く
可申帰ニ而候筈之方ニ遣ハし中候丈ヶ御光中方七藤
送り申上候ニハ遠慮可存両人御親ニ兄ハ甚三郎弟ハ
小兵衛ニ而申候所兄甚三郎ニハ善悪共ニ小兵衛ヲ越候
有リ之度願申上候ニ付御綿リハ御相總領ニ小兵衛と
御立土井の家督可被仰付候ニ付而御出被成候水無道慶

候ニ付御内ニ非凡總領ハ總領ニ御立可被成候甚三郎事
病身ニ而も無御座候又片輪馬鹿ニ而もなく唯今の
通りニ而候ハ御奉公も可勤器量ニ御座候嫡子甚
三郎ニ家督被仰付候ハ末ニ而ハ行ニ而願ニ任せられ候
御登城の節ニ而御待請於大手御登城ニ推参可仕候と
仕る其日ハ御登城被遊御光中方ニ願の通可申
下大手ニ而御使箱リ勝ニ悪しけ下ニ兼而御待請
候所ニ而同其場ニ而存候ニ而の御内意有之七藤ハ
前ニ帰り候ニ付嫡子甚三郎ハ父の家督下野古河
拾万五千石被下次男小兵衛ハ下野国ニ壹万石被
下されたり兄甚三郎ハ従五位下ニ叙し大炊頭利重

[illegible]蒲田[illegible]関係する利益を[illegible]佐右兩人家譜
の中に[illegible]元中四年の[illegible]
出玄蕃[illegible]所より利重遺[illegible]の土地[illegible]
利重の[illegible]を[illegible]引付[illegible]蒲田七[illegible]
下[illegible]て[illegible]子[illegible]見[illegible]の[illegible]支[illegible]
大[illegible]と[illegible]戦場の[illegible]
[illegible]雲[illegible]と[illegible]引[illegible]
[illegible]高[illegible]
上[illegible]大聖蒲田程の侍[illegible]
[illegible]友大[illegible]利重[illegible]
息女[illegible]

没[illegible]嗣子[illegible]
養子[illegible]家譜相續[illegible]土井常力利[illegible]を設し
[illegible]八[illegible]
橋家[illegible]絶[illegible]周防[illegible]利益[illegible]
利勝忠勤の[illegible]
[illegible]
都合七万石[illegible]
寺田大聖蒲田関所下[illegible]
利益[illegible]
額上[illegible]利益[illegible]
[illegible]用[illegible]
[illegible]寺田大聖

蒲田を領し浪人を召抱へ侍刺
客を防ぐ

一寺田與九郎、其素性は小田原小候家の侍なり
北條家没落の後、當
朝に召出され土井大炊頭利勝に属し、利勝大坂陣
柄を勿論利勝大坂陣後に三万石を
賜ふ　台德公に沙汰中土井他藩寺田與九郎
大坂仕舞迄業を二人中絶家迄與九郎生涯實
儀なり人中利勝小身なり奮力を以て七千石
に成上り家元御なり果は其倍子寺田左右衛門
と器量人なり若年より馬剣御自然と達し大

強力豪勇文学は不達なれ共其道領七
千石相續し家元職を勤め寺田與九郎を設土井
利隆同利重同利房三代に仕へ元和年間利房採
歳御年十七土井橋家断絶の時與九郎頭及
二家人浪人を其家利隆代家中騒動の初與
九郎其輩中在国なり備へ大坂仕舞蒲田士舞
諸事井伊掃部與九郎浪人なれども二君に不仕ひ
身上持崩なり後小田原城主義濃守
より使者を以て達る招き
合力中出る與九郎大名なり二百人扶持
可仕の義遂懇の名儀にあれ第根少家所

番頭勤仕事より延寶八年庚申五月八日　巌有公より
他界の注進ありて西国中国の諸大名より死礼出る
対興寺第五代寂前番頭より出る所の家の死脚
と称せられ諸大名の死脚の者押留状出る所上
封印四寺四興寺四政を以書出る所番所武通
書中見て卒尔の仕方なりと卒度
事注進の書大に驚沼尾長右衛門濃守
家臣　常憲公より室　上国対馬守より感公御斜上意
に曰土井利勝　権現様　台徳公　大猷公より代
仕り天下の大元祝と勤し事い寺田大理蒲田等の者
共を備事の武士抜群し天下の政道行届き代

静謐なり利勝の智恵を以て則二士の智仁勇
土井家の滅亡を救ひ二士家と立退し九之寺田事秋
館林より宮し対馬守より書を最早稲葉家に身上
付ける事なりと共通り被申渡候事天下の沙汰
無なりし少他界の何事も天下の流布ふ
為外に手を出て何も対印四興寺内見を書添入
差遣し神仏の至誠も於著中留守為意の上
意と蒙り天下大切の案所の番頭たる公関係の
仕業宮殿支なりと少度義なりと対服白銀等と
将軍家より拝領を興寺器量人不勝出る名誉の
者を天下の評判を頂りし興寺書状の対印切し対

お書の者共卒尓の仕方のなき事共に無之候へ共
下の少代に成りの節大なる謀計有之候
雖計如此の節の少家所番頭なる者に當番丁間次
第の変なり悪変対無之候
侍輩の公事用ひなりしも他に茶濃も無之候
江戸表に呼寄せ 工意の報と節事料理と給り橋
子丹後守様に仕り其次の子息達給仕に駆走の上
対服白銀拾枚小田原に帰る其後丹後守代に成
勤番に出たる者共願上る私共高知に下置る
雖有奉存出候少勤略に付人少減少の由少諸
代衆少減之義世上に如何可宜哉

少減之下に成の脇程の少勤略に付諸代衆減
人に成世間の変と成り少減に成る減人仕る為命
に及程の義に無之哉是非古格に成る
頻に願に付来る中に節減人減に上井兵庫頭
従命に成る兵庫頭方に立原五拾人接待合力に
減人に成り病死す其儀子寺田幸右衛門父子大
力無数なり父に先達て死す小田原城下に
二男善治郎寺田與兵衛と改め今松平右近将監殿
文吹出同肥前守同右近将監二代五拾人接待合力
事に成る勤仕す父寺田與兵衛者を諸人
評判すること成り寺田與兵衛家筋上ケ羽の深代に用ひ

一大聖仁養ハ利勝の出頭にして大炊頭大充藏にして諸大名内用を勤め別して出頭也
名を家継より仁養と諸大名内用を勤め別して出頭也
法仁養嫡男大聖主祝聖父子常に也者家刑主祝
出生の時唯今仁養妻妾産仕候て大炊頭に注進申
候大炊頭より男子の如き尋有り男
子なりと申上候て自筆にて目録に認め其
名を大聖主祝と可申旨被仰付候和名を書付守服者
高木伯耆守殿に渡り仁養子なれば此者に
那波中務大輔と申渡し定法通り伺の家紋の内
より新加名を名乗一生大聖主祝と上申利重

没せられ二君に不仕ひし法體して大聖加多義
なりより大炊頭用利の通り出家加増して新加
武千五百石を取り上井家の家元なり右の如く
剃髪仕りて新加賀守相綱紀に招かれ
武千五百石賜り客人分にて常に加賀守に伴
出申候に付百人扶持賜り孫子
大聖主祝武千五百石其次大聖主祝百人扶持賜り今
加賀金澤城下に主祝仁養子孫繁昌
備前田七養ハ利重没す剃髪して備前永忠
没の家元職と許し加久永忠両人共に蟄居
永忠に利人早世の時主殉遍に蟄居の番酒井

九郎府忠義より招き寄せ百人扶持を給ひ客人命じ其
儒子蒲田兵庫と云今須井家元祖と称す子孫繁
昌せり

## 鮭延越後守の事

一鮭延越後守は河内の産なり蒲生氏郷に仕へ日野
在城の時より其時より奉公し奥州会津に蒲生家
滅亡し後豊臣秀吉公に移る秀吉の対浪人として羽柴
山形の城主最上義光と仕出壹万石を仕へ後
最上家御断絶し家禄減少を取り対鮭延越後守
山寺右衛門と公儀より浪人の義と落
居出羽鮭延浪人を取り池田大炊頭殿意
置密り上穂に鮭延と称し城主なる
中ごろ浪人迄山寺も四拾六人浪人
底と雖者共に業を成ず
其義に従の少而も石高
大炊頭も是成し拾六人と呼号
了合六子二番目より成者不鼻
子右と呼人子成者
二男八之助鮭延の養子
成者元喜し古河の城主辛と称生

の内より一寺を建立し鹿延寺と號し是より
蓮孔法寺曹洞宗なり今古城下まわり右註
延宗級記一の丁子已と用る所なり今二月晦日
右級より用る所なり

## 折下の記事

一折下の記に元亨甲申武田の浪人く支より上杉
景勝よりく景勝軍と大坂合戰の時鳴澤
ゆく長刀の名人宮家主殿助と剛合く組討首級を
得く主殿助の長刀と取落く大將より見参し天
下の名と顯せり者也大坂合戰の時諸大名兩陣
於く景勝ゆく共の通りたりと折下語りしなり
義城寺に一僧より片付す僧く歸陣の浪人支と
於折下と害せんと欲折下是を知り主殿助
江戸に來りて悉く一日編笠にて一僧と名連
日夕橋を通りしに大番級の士旗本馬上にて來
しの共供の者折下を突倒す折下彼馬上の主人を
向く汝家來傍若無人なり其道とを弘所り
汝見分の通の次第法度の事を云彼人馬上
より處の者なり先通りたりと云折下最早
堪忍出來く直り刀を拔く渠が馬上より切落

家人も後悔して孫にあたる所下是等と申すより之
遂に神田橋の内土井大炊頭屋敷に入る
第七中比大炊頭に聚　城に為備男遠江守是を家
所下の記に有り　武州の者也是を以聞人と　所下を
聞に大炊頭帰宅後に家臣を対面せし来る
者もなきに成り　藤本と対し潮田と云者と成
元中中に家臣に聞屋敷に飛入し　公穏に
達し願に成に其旨　上意を達し申す
公の仰に彼の馬上の者に成の者に成公に所下の
理と有り分直に申し上げ中支に成り
上意有り申す対面に成の人に家臣の沙汰也

宗元に所下に別に成に成
沙汰に申す　仰の上意に大炊頭に成
中上宗元に成に石に要に書頭に成大炊頭利隆同
遠江守利隆同大炊頭利重同常刀利人代に代に成
常刀利人代に所下に記実主馬両人宗元に成
に常刀に家に中に早世宗元の寸浪人に
麻布に遠に熱に病死に成

一正保二年二月十九日の夜　大猷公に家に
沙側に成に中に林道春と申す所世話の以傳
に世話に尋問に成に
御前に上意に成に雑談に成の間に岡田法眼

同く日在言の詞の中に公將の支肯り蓮華の落
ちる兎の於ける寶堂隠れ給ふ事出の小樞
ちよちよひよちよちよの古歌の詞を知るべし
シヨジヨムシヨト云詞知るべし也忘れの支堂
同道春春一白隠れ給ふ事出の小樞に上ち
給ふ支也彼堂に上ちの寶と
云支なりと云内田信濃守白鑑倉の金沢
の兎の堂と云有昔金岡大納言と云繪の
名人彼所より金沢の景と画とは筆跡も
書畫す支なり金沢の兎の堂の内ひよひよ
佛の菩薩を拾ふの内ひよひよ今なり孫ちすと也り實の虚の

又の内ひよひよ如何書所に道春の日く金岡の
筆と拾ふ作り反ちと半も鑑跡の彼堂
ちと金沢ちり雖子の宿の山城ちと所の坂と右
の高さ所より辻堂なり彼の坂と登る者に彼堂
と仰見る仰見堂と云堀田加賀守殿
日く童部たの花ひり子共集めた右のもと
者く歌の兎の哭く云支とする共計詞り
たの花たの娘ちと堀原ひのうぐ有の状と実
く通る所ひとちいちの多終のけちく是も又也
ちの支なり道春中ちと鎌倉右大將頼朝卿の河
沙ちに叶ひ出頭ひ廣ひちの人と加賀ひ云ちと事

たり其子細ニ一臺及ぶ事なき所政子の御方
より一も臺及二も臺及ぶ〻續て計ひ者ありと云
為なり臺の値〻頼朝卿の大姥君ゆゑ活水の
冠者の北方と云ふ又頼朝卿寵愛の姥君
威勢ひ沙汰梶原と景時と変也
彼又出頭人ゆゑ威ひ振ふ沙汰ひ〻〻〻寿寺
と小條判官の妻牧の御方の一族なるゆゑ亡人を
はて頼朝卿の御方の御方ゆゑ御仏〻出
威勢ひの由を御沙汰と蒙り坐帰も状と賞て
寺御すゆゑ明寺より御建者ゆゑ寄〻〻〻
由を出ひ御のゆゑ中人方の御方の

同年も数多ゆゑ九月記道春の世話ゆゑ使者ます
本国ゆゑ参地域ゆゑ変世蔵也

一同年三月六日松平紙茶の光高（本名春日記 参考和学男）今朝茶の湯
ゆゑ光中珍重す源平頼夜ゆゑ松平侯ゆゑ阿部対馬
其外醫師衆一両輩参参す阿部豊後守月番
ゆゑ由を不参饗應畢ゆゑ数寄屋ゆゑ茶釜ひ〻〻て
人と御ゆゑ支度ゆゑ間ゆゑ亭主紙茶ゆゑ執行
すゆゑ二拾歳已の刻の支ゆゑ御ゆゑ反ゆゑ高木
紙茶ゆゑ振ゆゑ坐帰ゆゑ出〻新と中す光中
驚或て医師衆と殊ひ置療治と加見ゆゑ
ゆゑ坐所立名帰宅を紙茶ゆゑ蘇生ゆゑ

一

同年三月、松平和泉守乗壽上州館林の城地を
五月、部州六月二日和泉守廟寺と著く館林の城中
八幡曲輪に移し、先八幡の社に遷し浮屠す書院
に於て連々高人光翁を請て曰く、先規より館林
城主を為る人、聖堂を建て、先八幡宮を稲荷曲輪の
稲荷の社に遷て浮屠所と巡見する是迄城主
の古例なり、是より稲荷の社に遷し、其の
中に於て和泉守乗壽の子孫、将軍家より頒す城
主たる者、何れも稲荷を崇敬し、後世に至て
富士詣り、其上大名、位階も四品に
何れも高位に云、彼男女傳、所の書、稲荷
を富士、那波、本地、宿、天貴、孤、五穀、蒲、
聖宮、賀神、称、福の神なりと中古和泉守乗
りも不及、城中巡見し、帰る其後江戸の死勝
著く、松平信濃守、部豊後守、部、對馬守、
連署の奉書、乗壽、和泉守、彼見、
大納言、御沙汰、稲荷、彼地見、
和泉守、驚き、夜、其、
刻、館林、出、平駕籠、
道中、人足、馬等の支、觸、部豊後守

領地悪の砌四郎左衛門尉奉行石山
又兵衛小宅傳兵衛家元松井新助城代中村隼人等
所に出て馳走し人馬逗留無為下知し終夜迎
早り翌三日辰の刻和泉守板橋に至り沙弥より使者
三人中村隼人連署の書状を以て対馬守に差遣口上の旨
大納言様沙汰疱瘡中村連署の沙弥書状を以今板
橋迄参着す沙弥海の沙弥駄下駄先使者に
中村隼人連署の書状を以て二使早馬にて二前に馳行右の
口上に漏る人の先中名誉城主と用意するの対右
の口上に寄て驚き分使者に対面し曰く
大納言様沙汰後海沙弥より沙汰疱瘡の支障取

中村隼人連署の奉書の支障に
沙弥より不通に急き中途より帰城されたる
使者共驚て馳帰りて海井島迄出し和泉守に逢
ての由を語る和泉守仰天し使者に入置事の奉
書と取出し見るに白紙なり不思議なりと云ひ
和泉守首尾なし館に帰る翌日の孤の所治
なりて茶坊の妻内に疱瘡の義なりて城の全
基兵稲葉の子細と為なる義なり四郎沙弥の中傳
中古尊氏将軍の時代義詮の対天正五年申当対
青柳の城主と赤井山城守信光を云迫郷陣に義
旗を上大敵なり先関国板倉同下斤見国帰師房

義岡より富田又十郎吉隆面会羽柴甚内秀綱小
泉より富岡六郎右衛門重朝足利より白石豊後守是日赤
井の旗下之忍の城主成田中務大輔長康上洛に依
陸奥宗綱同国新田の城金山の城主由良信濃守
三日夜多賀城桃生城を攻落す小六丸井城二月廿日
攻落す真壁氏井但馬守清連家老を以て城
の城主地位に成同廿二日廿月城を大崎に移す弘
治元年卯但馬守所用者に成る云々彼小男童
除多集り孤子を捕て是を殺さんと但馬守不便
思ひ童子に成すり鳥目を與へ潮を語て下人に中合の
山林に放り其後用事申渡黄昏に大崎に帰る

案中小小男出向て清連に申て曰く今日赤
子を不憐童部を小捕集り殺さんと
する事安の仁清連命を助る恩を報
さんと小松に成り但今の城地大崎に要害不
宜大崎より小西に当て船林に移る是究竟
の要害也彼所に見る居城を築て頻り
す乙清連怪て向て見る完て無数の
城地より清連大に腹立て城を築
く理年正月に城成就船林に移る今の八幡
曲輪ヨリ某の間と申す長者住と申す城内に
猶て彼小男又頭を出て清連に誓て示を設

住して城の鎮守となし奉り稲荷大明神と崇め
[illegible]代の城主先祖社を建立し
祭礼を行ひ由中に其後元亀二年辛未九月右衛門小
田原の城主小條左京大夫氏政の加勢として伊勢備中守
貞宗山角上野介定方田紀伊守定治芳賀伯耆
守綱可等は武子除騎と称して波状に責寄せ
攻寄せ岩崎蔵す武夜風烈しく敵は軍略に
五子弁の奉ずるに雲州壹岐守燈籠連に小條の
勢の為に夜襲小條勢に見破られ敗軍仕る夜討の勢と見て稲荷の利益
なりと其頃なりし沙汰なり又天正十八年庚寅

四月廿四日大閤秀吉公小田原陣の時石田治部少輔成
大谷刑部少輔吉隆長束大蔵大輔正家速見甲斐守
対之堀田圖書助吉里村伊豫守雅春中沢式部少輔
有能伊東丹後守重實中島式部少輔氏種松浦
壱岐守宗信鈴木孫二郎重朝等壹万九千四百余
騎にて能林の城を攻る対して石田の外ひ中に大蔵
[illegible]の本陣に伺ひ躍躍の満を大沼二郎次郎は敵本
切の太い家と壊て入高道と二節を附明日沼沼
清り攻寄せしに夜の明るを待て雲州壹岐の其夜城中
より雲州武子燈籠善清を躍り出て敵の
議りなく飛脚仕く是迄程積重なる敵本意

水中ニ沉ミ為ニ道ヲ失ヒ城ノ案内者ニ依テ為ニ大変
ヲ出ス人間ノ所為ニ非ス鎮ル稲荷ノ仕業ナル
昔ヨリ今日ニ至ル迄聞ク所ノ怪異ニ類セリ力及ル所
ニ非ス願クハ和睦シテ城ヲ受ケ取ラント云々依テ
和睦ヲ乞リ此右ノ変ニ元翁長ク語ル所ノ怪異
ナル事共ノ思ヒ出シテ記録シ以テ家ノ宝トス
条論面目ナシ思ヒ出シ書ヲ元中ニ送ル所
ナリ

一 正保二年乙酉十月廿二日 大猷公ヲ殺害麻布邸ニ於テ
沙弥数十人内ヲ沙弥也白銀堂ヲ小荷駄馬ヲ奪
通ル者ヲ上意ノ者所ニ捨ル ヲ 仰出

石台ヲ十能ヲ側ニ在ル走リ出テ彼男ト馬ヲ
取ル引ル男ノ云何人ヲ理不盡ノ所為ナリ
シ十能ヲ切ル捨ル上意ナル仰ヲ
ヲ又ハ能ヲ
沙弥ハ不知案内ヲ覚ヲ
ヲ思ヒ十能彼男ヲ捕ル施倒ス
ル施能ヲ
強リ取ル彼男ハ品川宿ノ馬子ナル
彼モ又力強ク取ル大源ヲ小源ヲ内弼
種々ナル仕業ヲ更ニ不倒 公方様
ヲ小聖久内ヲ沙汰ヲ能ヲ沙腰ヲ

お殺の後員、弘長元年
内田信濃守牧野信濃守久世大和守の御側衆役
加賀守中より二十箱に力も弱く御殺の上なれば
なれども彼男小柄雄雄しく不決なる振舞者
覚えなき中上意に十箱宮前に飛び入り今
更拾の用なしとて上意なり御殺の意
変て十箱内弼に傾けく法は作り
業こなれば御側御用人
て出来ると御義長文より品川の御殿
御手を出せば上暮より及んで還御
なり同廿二日石谷十箱に石谷御義長

黄金五枚御小袖一重宮の由中渡す頂戴すべき
加賀守私に曰く其方に伝の下箭と祈く捨て
上意の上誰とも可申の事なり御
御殺の事なり其方に御目通に強する変石便の
至りなり然るに其方に奉公仕る男とも御
中小姓刑部御殺使為に変珠重の由と申渡
事なれば彼男を小奥源義に隠れなく御殺の上
力を大方御殺者なり

一同月廿九日御目通り御成御義長
一羽文反御腹鷹の鴨真鴨二羽小鴨
文治殿録倉御義長御殺り鴨多く家来に

申渡有之候 上意の由久世大和守走り行て御沙汰せ
衆ニ告ける處皆所ニ礫り申届ニ石ほし大和守
の日新小田原町の者ハ罷り給ふと存し可申と申ける
者共ニ聞と申渡有又御沙汰ニ而ハ聞と存候者也
御役廻甚御沙汰行けり其の刻 還御後程日新小田
原町の者礫り申候給の事久世大和守老中保科
豊後守對馬守ニ語り保科ニ而御意御の由唐人
豊後守云給高人損と頼ニ何も不便なり其價を
御返し可然と云 保科云其價ハ返しハ及ハさる也公儀
の御利ニ有る事を罷り被申候 豊後守重ニ申候
御の通公儀の御沙汰ニ有まじく寛ニ罷加へし

給ふまじく候 御沙汰の義を手本ニ天下の者給ハ高人
ともの利徳ニ妻子を養育致し申候損失し
下らハ公儀の御沙汰ニ而注進申者ども御ニ仰せを
被申候の処是ハ況や天下の御政道ニ民の損
亡と申ニ而多勢ニ而申候ては以て一坐の事ハ
御沙汰可然と云依て給御沙汰ニ而高貴人ニ白銀を
御下町奉行所より下知ニ而賜く寛に御慈悲の
御政道と感し奉る
或書ニ右礫と申せしハ支 松平伊豆守善悪の由
成りいつ迄もが是なりや

一 十二月朔日細川越中守忠興入道三斎死去の由注

進ぜり細川兵部大輔義春の道云々無双偏子にて
彦三武勇と頭一天下の人共武勇と不知の者
学問文武両道の達人なりき寛政
年中九月三日　公方様沙稽にて上洛被遊三日月
沙上覧の所に三齋共坐り伺公申上候二日月
付く歌句仕り　上意宜敷被遊思惟不
及申候

月雲弓誰も射く見る矢倉哉

と仕り其沙汰に頼りし無度　御茶小堂
出古筆場の物語と仕候　公方様も諸中世
一　正保二年丙戌二月廿一日京良より室蔵院茅子

中村市兵衛沙汰下り十文字鑓移南北の中に明清寺
沙上覧可為の間其頃可申渡由安藤右京進松平
出雲守中村と名具し出仕仕午の刻沙白書院に
出御中村市兵衛沙日見市に堀田加賀守に上意
して此の十文字鑓の義に第に上意今日一度
上覧無遠慮可仕と云々中村平伏し沙汰と申候
有之と雖と可申仕哉と方舟沙側衆の内より
岡田清蔵に進ぜて有之小可申候由と申候仕て白漆
の木鑓少し渠の方の間物より為出申候望中上候
仕て見可申と云仰出清蔵被遊ひ給つる事
被と左の肩衣に脱て立向ふ寶蔵院

夜の上り[illegible]十文字[illegible]向ひ通り
御[illegible]踏[illegible]御書院番小[illegible]人奥の[illegible]
沙側衆沙[illegible]流中参者番元祖只の地
[illegible]並居て[illegible]見[illegible]何[illegible]
書[illegible]堀田加賀守[illegible]
[illegible]両方[illegible]
今一[illegible]新望[illegible]加賀守
[illegible]
おの[illegible]公家衆入御[illegible]寶藏院唯伏[illegible]
[illegible]室[illegible]流[illegible]真の室藏流[illegible]
[illegible]恐り沙[illegible]駝下り沙[illegible]伏合と願ひ久麦[illegible]

留[illegible]上賢[illegible]
一同廿[illegible]寶藏院[illegible]黄金[illegible]服一重[illegible]
沙[illegible]
松平出雲守両人中渡す
一大[illegible]公沙鷹野[illegible]品[illegible]筋[illegible]
沙[illegible]
澤菴和尚[illegible]
[illegible]東海寺[illegible]
[illegible]沙成難[illegible]
沙[illegible]加何[illegible]澤菴加[illegible]
[illegible]
[illegible]祈帝東海寺[illegible]
[illegible]家光公其
[illegible]沙[illegible]東海[illegible]寺[illegible]沙海[illegible]
[illegible]上意[illegible]其[illegible]沙[illegible]澤菴[illegible]

一

家光公板橋在郷ニ而病天寿も快復ニ而沙鹿ニ御出被遊候日暮ニ還御被遊

数日ニ成ル沙汰ニ成ル日暮ニ還御被遊

同月ニ原新蔵と申る沙汰ニ成ル其方事

組ニ而運ル今日の麻布物数何程ニ成ル

上ニ成ル之ニ出ル新蔵是ハ沙汰ニ

及ル成ル日暮今ニ成ル沙鹿の数ハ方ニ成

多ク成ル数ハ急ニ成ル数ハ何ニ成ル結構思

案ニ出ル鼻紙ニ成ル是ニ成ル如く

代員ニ成ル沙汰ニ成ル

十分鹿の耳ニ成ル代ニ壹ツ充結ル平ニ成ル

分ニ成ル数ハ鹿の耳ニ成ル

対其分ニ成ル代員ニ成ル

上ニ成ル平ニ成ル

鹿の数ハ言

鹿ニ成ル大目分ニ成ル

一

細川藤中ニ成ル歳ニ成ル家督ニ成ル六丸ニ成ル

藤中ニ成ル年ニ拾余ニ成ル

拾三石五斗を不残くれ給はる榮耀よ金銀と共に支
給わるべきの如く其節長岡佐渡守より監物を
壹万五千石取沙汰家光卿より諫言し給ふ
諸り中出雲守沙汰の文如
の通り寛二歳の冬より代と云ふ
の取りの石取出雲守殺難と
除命を下し給ふ今六十余の通りよ
孫の中に其節監物と申す
う給ふ帰に其節於沙汰松平相模守
始其外大名衆沙汰を加ふ
中に寛永当月帰国而仕た光無と差置

見捨給ふ当年に沙汰有結び沙顧中上意給ふ
次第に沙汰難出吉右衛門
中に沙汰無御座こそ
難義成沙汰より其節
上の沙汰無
松平兵部大輔殿に親子の間
沙汰自分壹人の沙汰公儀
親と持給者多
沙汰の沙汰
及ぶ節沙汰
城中3出意の通
城中の話間の家中に

日録より五千石二千石の[illegible]云見録より取り家中
用意[illegible]の間無年の家老岡佐渡家中の[illegible]
より金五万両下[illegible]以前より武中[illegible]三十[illegible]迄の置羅[illegible]
の類[illegible]百両武百両[illegible]迄家中[illegible]一圓不渡[illegible]

一正保二年丙戌二月八日[illegible]所[illegible]御成[illegible]の刻還御[illegible]
の[illegible]帰[illegible]交[illegible]十人の内[illegible]赤井孫[illegible]
[illegible]紀中より先達て宿所より帰[illegible]下人[illegible]
壹人[illegible]唯壹人松平[illegible]屋敷の近所
[illegible]相[illegible]の衆壹丁余[illegible]
高島[illegible]馬上[illegible]
若黨孫[illegible]実[illegible]孫[illegible]者

[illegible]馬上[illegible]切[illegible]の赤井[illegible]
刀[illegible]怒壹人[illegible]切倒[illegible]壹人[illegible]
馬[illegible]十文字の鑓[illegible]赤井[illegible]
[illegible]赤井鑓[illegible]一[illegible]刀切[illegible]大[illegible]
赤井[illegible]切[illegible]則松平[illegible]
[illegible]赤井[illegible]喧嘩[illegible]見[illegible]
[illegible]迄[illegible]
玄関[illegible]唯今赤井孫[illegible]
者[illegible]遠責[illegible]家[illegible]
仕[illegible]今[illegible]高島[illegible]
上[illegible]

面り記置宿所に帰る家人大古の子細を伺ふに
中道法師の急ぎ帰る夜中過り対面して
と語る古の次第を語る古道中紀路に
来り無之おもむき直参の士也と則光
しと元中に申候へ則 上穂に達る所に古道
先伺ふに子細沙汰説り逐問之仰也
其夜の成の刻に至て光中名退出る古道
奥方に出る人於壽林比丘尼孫にて
さん支と出て内に入て高沙汰と中に
公方様御御思召人発角の沙汰もて
出屋於梅の沙汰と始中に壽林の稲孫に
身に寄て不便に存ずる由急慈悲に
為て夜府中に公方様夢に出て
上意の仰也別の仰也
同九日小人頭に組中一統に沙汰中に今度古道
孫舞喧嘩の支奥方様の差別に
に於て更に異の支に沙汰の例に准也
家様罪科に頼本意と
也と元中の面に聖沙汰の段
上聞に沙汰繁と
何と金沢に遣る則古の様と達
上聞の義に何も中納言殿に

[illegible]り沙弥は不便に思ひ給ふ人の修行[illegible]
法の重きことを[illegible]し給へ　明日切腹[illegible]の旨[illegible]
[illegible]

一同十日所部豊後守所部對馬守沙弥喜多見久左衛
門[illegible]を呼出し切腹の義申渡候趣
畏り難有旨覚悟仕候[illegible]難有旨を
蒙り冥加至極冥土の[illegible]
砌[illegible]沙弥可忘[illegible]沙弥中[illegible]豊後守
對馬守[illegible]毎朝[illegible]朝夕[illegible]
[illegible]二日[illegible]不便に思ひ[illegible]数[illegible]及[illegible]豊
後守對馬守[illegible]久左衛門[illegible]

[illegible]道[illegible]水[illegible]
上り西向に坐し念仏を唱へ切腹十文字に切る
[illegible]沙弥士月廿[illegible]則首[illegible]道拾九歳
[illegible]見る者[illegible]則[illegible]
入寺[illegible]道を[illegible]板倉市正[illegible]沙弥[illegible]衆の内
[illegible]器量人に[illegible]男[illegible]甲斐[illegible]者
[illegible]沙弥[illegible]叶ひ出頭[illegible]中[illegible]道人[illegible]
[illegible]人余の刀を[illegible]振の[illegible]
中間[illegible]道[illegible]振[illegible]世の人物
[illegible]異名[illegible]程の氣[illegible]者[illegible]
鴻田弾正[illegible]道[illegible]道[illegible]不[illegible]の喧嘩

出し申候果て申候て便の使に芋村より西西の白渠の移
源四郎三年程淮南子曰善游者溺善騎者墜
今次其仮所及自為福と出り也能の川さらに河を
果木上り木ゆく果ゆく云世の振の如くなり況や
喧嘩と仮心者何り嗤咲て果さるべきと云
一十日於勝中井上示記稲富喜左衛門と鉄砲の支
及口論其一座に長坂丹波守同西鶴小倉長左衛門等
居合居合加談と入り支と穏便に仕其盥觴と
乗ると云頃稲富喜左衛門五貫目の玉と九五十所
ゆし所申由願ゆ仮ゆ井上示記批判して云
五百目玉にして九五十所と申九支因分四帝籠ゆ申立

ゆ云稲富怒て曰富士帝と申すと云示記の
云示ゆ以ゆ及但其隆と九五十所と申九支花
申世人申ゆ仮て批判ゆ申世答申と
論して孫申及九支仕事申因申世
一正保三年丙戌六月九日大猷公沙弘中高隅川口沙厳
彼所り高沙彼の京り水練仕申沙道宗仕
沙彼士京を隆水練上覧浅草川端り假屋と
建水練仕て沙級
還御なり入御京して沙猶宗上覧景
一同年八月十五日大猷公今霄沙月見り仕る夕沙膳
堀田加賀守献上仕上意なり夜り入富士見の沙

擡り参らせ候入則御酒并上置し　還御済

坐敷ニおゐて御揃有之御迎有之御舞有之旋候

所ニ御振ニ炭支也己の中刻ニ御夜詰引也又

大納言様ニも御月見有之同十六日の夜又御月見御酒

宴有之候ニ夜ニ入御着衆の内ニ御茶田五兵衛と召候ニ

僻吾の上戸なり兼而此事上意ニて其僻ニ上覧

為成候由　上意の数寺今夜當番の由ニ付候ニ

依之五右衛門ニ出し候へとて則次渠壹人ニ出されたる

此事ニ而幸御月見より表方の筆慈ニ而

ならぬ為の為　上意ニて御茶ニ被下候て御酒をも為

茶田留ニ御茶を出候ニ付御茶を出候てより支度事

右の様の其作法可被成支度事し五兵衛ニ同し出候

故渠の例ニ右大盃ニ遣て酒ニ物り是ニ注て

漸ニ盃ニ入の如くなれ右の手ニ大指と中指とを

さし合て持る支度之而其後息ハ吸て酒乃

ゆけハ呑ニと言ふ中息ハ不るを以一息ニ呑せ

のニ其後鼻の下ニて横ニ持る事二三寸度次ニ

鼻ニ又堅手持る事ニ五十度次ニ同に眼ニ塞て

天窓ニ押入噴事替ニ叔も能き寄様ニ

高様ニ呼ニ渠眼ニ同し完了興ニ僻也

為日々　御茶ニも右の僻壹色も出候是上段

悉ニての切なる取の事ニ皆人不審候ニ付御茶ニ今

壹のたびごとの　上意の由にて中次し五兵衛畏く
又受取に至て薬をば忘れ候の節取り抜と捻り
其侭酒の事を吹口とて其の人を絞り其侭鼻の下と
横て指り又堅くすり天窓をも押へ暫く嘯き目と
塞ぎ夜能き事味し高声に呼ぶく眼を開き見
くれば御茶之五兵衛なり驚て取亡しを遁れ候き
御番所に帰り漏息と仕候く五兵衛一盃賜りし
より随分慥なりし一盃目に薬をば忘れて日頃の
僻慈く出し刻へ嘯声を放りし能き事体也と
呼りし支不家の至り也とて切腹り夜は壱岐島へ
被申しる賞ありしと片喰ひと吞て薬し煩ひ者る

後までも最初より渠の僻にて　上覧に入候処と云々
これは別の御沙汰もなし其日事成なし家来に
帰りてもこの旨を申して自此しききら　公も大に笑はせ
給ひしと也

一　正保四年丁亥二月朔日阿部備中守正次摂州大坂御城代
被仰付数年在番仕り最早老年に及び病身にて
本復難仕候由にて松平伊豆守を以て
上聞に達しける処に三日同姓対馬守を御使者
として備中守病身大切の由に及聞召御心配被
思召被遊候旨を御遣し候又其方病体の程
来る者並びに随行道奉行し　上着候処

所の支備中守に望み給ふ上意にて
沙汰有て對馬守に下り原の支給り直に被仰
付る豊後の加賀守等の宅に沙汰は廻り終夜用意
しく丑の上刻に出と云ふ足に馬は鞭打て馳登り
同八日巳の上刻大坂に着し其由を沙汰中に申聞
備中守宅へ嗽口を水にて病床より抱下され肩衣
かけ袴と云ふ膝の上置其後對馬守に對面して
沙汰の趣を申聞せ申渡の茶と賀
し奉り對馬守 上意の旨と演述備中守に申渡て
茶漬數盃一坐の面々も俱に袖を濡し
其夜大坂西町奉行に番頭中を集め該下の備中守

氣色急迫に見へ給ふ沙汰に及ぶ臨終に
沙汰と云ふの恐入り下屋敷に移り給ひ
其の由對馬守に一坐の面々に茶を給
被仰付
遠慮を閉門すべき家に下屋敷に對馬守に
下屋敷に移し對馬守所存茶漬
後人中沙番頭西町奉行の下筒と語り下屋敷
に沙汰の有筒と備中守宅にて白鶴人の
異見に背き難し但し備中守日頃の存念
板倉の相違の有と難し其故に沙汰
代代伝の初 上意に沙汰を奮功の家譜代の者

者より其上元和の大坂陣の時も沙弥を武勇
の覚悟不少大坂城堅固西国中国の押へ為
樞要の地なり故に沙弥を遣はさるべき義と
仰せられ仰せられ其儀無沙汰と申上ぐる其不
肖の身を不相應の大役を作業致せ其の面目何事
是に過ぎん萬一不慮の変出来せば備中守命の
通り限り此沙弥と他の者と渡り合の
台沙汰申上ぐるべし然る正次の息の通り内沙汰
の沙汰と上意もなく誰人も渡り下屋敷を
無の屋敷是壹の沙汰相果ての沙
汰と法すの恐迫なりと仰せ
此一理申上ぐる

此時も是又予の所存と異なり其故に元勇士の墳
墓を空しくの城に堅固の持堅の人を多く
教へ城と祝せて討死せ敵に自害仕る所
城の勇士の墓所也死様と忘れの城中の軍と為り
よ軍を仕る城郭又何の益の所なる故に唯今表
生ける人を及ぼ城と年来旦て空しく
本意に非ず仕るも面目の思慮と申上
城を守るも非意の振舞如何なり所詮面目の
所存を備中守に存念を書付を進上意
の旨に随ひ中屋敷に仕り右の旨を書
認め従飛脚を以て言上仕る同十日の夜戌の刻大坂の

鎧兜脇差等著保豊後の件の書を上申す
達すること無之候歟石鉄備中守公腹と為し和名
をの中名り仰付られ候神仏の版本可
宜旨思召弥城中おく可申旨の西上意也之件
の趣と又鎧兜脇差元中より進ぜ同十二日の
夜丑の刻ばかりの鎧兜脇大坂より別著に對馬守
其外番頭両所参り来候し連署の上書を以
上意賞ぜらるる書付備中守に思慮上意を叶ふ基法
感の由なり是を佐藤人備中守の志と感ず

一慶安元戊子五月廿日公家衆参向少勅使少納言諸大名
見物拝帝鷹仁右馬頭京都所司代京都

賞ぜらるる少白例に飛ぶ京中京近蘇書に
上ぶれ程言の出来る変義なり少納言に豊後
なる少右衛門古例に飛程言の射甚稀なり
急所中御所に我家の西也鷹飛来て中
上ぶる古例に那波陸奥の詞なり幼少に普代馬
頭京都に所司代西白板加新作の事
に豊後に則中に所に出 上意に渠の義名人真作
業の如き事未熟の業に那波作今度の法
少許宜あり次第に鷹難有と少語中上
退出す

一大猷公四の年大火事の後甚少御全

小舟沙漠ヲ火の如ク沙漠叢叢火の如ク殺人ヲ
仰ク無由断沙漠中ヲ廻ル其帛石谷十花ヲ沙月ヲ殺
ス動ク毛ヲ加火の如ク殺人ヲ小牲部屋ヲ夜中煙
出ルヲ見ル人ク則チ見テ見ル毒ヲ小牲衆ヲ人ヲ合烟
草吞ヲ居ル火の如ク殺ヲ烟草ヲ火ヲ置ク沙法
殺の毒ヲ和の茶ヲ沙月ヲ中ヲ中ヲ煙ヲ屋ヲ
沙小牲衆ヲ人ヲ和ヲ月屋ヲ居テ居ル十花
折帛九ヲ月ヲ出テ席下ヲ出ル孤火の如ク殺ヲ
次第ヲ消ル十花ヲ大ヲ驚キ大ヲ驚ク
毒ヲ難義ヲ事ヲ其方ヲ覚悟ヲ中ヲ紙
仕合ヲ沙殺ヲ悪ヲ悪ヲ当番ヲ紙仕合ヲ

沙殺紙ヲ十ヲ席ヲ抑右の毒ヲ旅人の中ヲ毒ヲ
下ヲ殺ヲ中ヲ火の本殺ヲ小牲部屋ヲ大ヲ驚ク
丈ヲ如何ヲ殺ヲ四ヲ十花ヲ十ヲ花ヲ其ヲ
沙臺前向ヲ火の本ヲ殺ヲ小牲部屋ヲ足踏
ヲ毒ヲ所ヲ何ヲ氣の毒素ヲ火の本殺
大ヲ雖義ヲ殺ヲ如何ヲ殺ヲ花
実殺ヲ沙小牲衆ヲ毒沙ヲ中ヲ立ヲ紙
ヲ見ル毒ヲ本ヲ火の本殺ヲ又沙小牲部屋ヲ
沙小牲衆ヲ孫助ヲ殺ヲ火の本殺ヲ先程
の義沙穂ヲ立ヲ都ヲ詭言ヲ
牲衆ヲ高何ヲ沙月ヲ中ヲ以ヲ紙ヲ

[illegible]五十花の席の[illegible]髪を[illegible]
[illegible]右の次第中[illegible]十花守て吏りて胸の[illegible]
[illegible]

一 藤堂大學頭深井[illegible]隠居[illegible]京都和泉守[illegible]
[illegible]の支の[illegible]浪人[illegible]拂刀代金五拾両[illegible]調
[illegible]金五拾枚[illegible]
[illegible]堀出[illegible]大[illegible]枚中[illegible]
隠居大學頭上屋敷[illegible]和泉[illegible]面[illegible]
[illegible]堀中[illegible]の屋敷[illegible]
[illegible]屋敷の井戸より堀出[illegible]中さ[illegible]
[illegible]和泉[illegible]枚[illegible]浪人

の方より金子五拾両[illegible]納中[illegible]刀[illegible]本[illegible]孫[illegible]道[illegible]五拾
枚の所[illegible]堀出[illegible]
其対大學頭枚中[illegible]屋敷より堀出[illegible]
[illegible]浪人の[illegible]五拾両[illegible]調[illegible]
具五拾枚[illegible]
[illegible]大名[illegible]
[illegible]五拾枚[illegible]
[illegible]百枚[illegible]調[illegible]
浪人[illegible]共道具[illegible]月[illegible]
[illegible]浪人方[illegible]五拾枚の代金[illegible]
枚中[illegible]用人方より浪人[illegible]
三百両余[illegible]

水戸黄門光圀卿寛仁の沙仕置の変仕うの事

沙汰居沙汰しの事

一水戸黄門光圀卿、寛仁大度の明君なり、或時沙汰領分の内に鶴を殺す者あり、天下の沙法度なれば、則捕へて牢舎をなす、昔より鶴を殺す者死罪なり、然れども法なれば、定法なれば、罪定まりぬ、光圀卿、後思ふに、小法なれども鳥類の為に貴き人間を殺す、是不便の至りなり、何卒法を減ぜんと、沙汰ありけれども、仕方なし、罪を沙汰なしの文を、河の義日蔵と云ふ者、沙汰に引出して、沙汰通りの申渡を、沙汰下され、

の寺院なれば、見れば、宮原の寺院なれば、沙汰なしの事なれども、城下の外の神人、引出されたりと、思ひ如法出家の同様の死罪なれば、定法一通り命を出されたり、然るに、文を、ふしん命を、世を、と思ひ、引出して、一座の出家願ひ申す、身の落ちぶれて、出家願ひ申す、出家願ひ申す、光圀卿の、今の例、新用出家、沙者出家の最の、お延長なり、又宮屋に沙汰、其儀の出家願ひ申す、意を、願ひ申す、其儀、

右見物出家、出家と、沙汰出、名出家の法式、法式の出家願ひ、五両外名寄の

[illegible]

一

光國卿ハ徳川家康公ノ孫ニ[illegible]

西山荘ニ[illegible]ノ田地ヲ開墾[illegible]

ノ年貢ヲ[illegible]百姓ニ[illegible]郡奉行代

官ヲ[illegible]ノ百姓ニ[illegible]年貢用捨[illegible]

大きニ少腹立ス[illegible]ハ[illegible]用

捨ル[illegible]郡奉行代官等

毛見ニ出仕[illegible]則ハ[illegible]真ノ[illegible]

方ヘ免業ヲ[illegible]

ヲ[illegible]ノ[illegible]薄ク[illegible]

[illegible]

一或ハ[illegible]ニ対先ハ[illegible]右ノ意ノ

[illegible]ハ[illegible]光國卿

仰ク家臣居ノ宅[illegible]

ハ[illegible]ノ上使ノ人[illegible]

ハ飛[illegible]躰ハ[illegible]ノ[illegible]真内ハ小キ

馬屋有ク馬壹匹繋ク[illegible]

[illegible]唯式間程ナル[illegible]間ニ次ノ大[illegible]

次ノ間ニ奴壹人居ル[illegible]則上使通ラレ[illegible]

茶多葉[illegible]ハ[illegible]真上ニ[illegible]

人ノ[illegible]ノ馳走ニ[illegible]家臣居ノ[illegible]

不自由ナラ[illegible]ハ[illegible]合ノ茶

飯進ずれば寛ごと出さるる沙自身居
明け其内より鳥目十貫文下され供の奴と召使所より
くれ〳〵ふ魚調ずれば其の品〳〵沙自身
帯し大なる鯉壹尾引下げ来ると則沙自身俎と
坐敷に沙直し身所より刺身中すと汁中すて
彼奴食けと赤ひ一汁一菜なり則沙昭あり光国に
沙和伴なく彼の奴給仕して沙振舞あり沙振中て
立ち出きる対面ずれば仰せ上使に何の用進ずれば
出ずれば面白く責くと思ひ給ひて
うの馬に引出さる数ずれば馬出度出発隠居
の支なれば出発を給ふ

一沙禮中上洛ずれば帰ると沙自身
常憲院殿綱吉公家に沙自身
居る光国卿早く水戸に沙殿
いうの沙道節を出ひ今度常州公立間の城下
本所長岡の沙殿と沙殿より光国の其沙法
使人馬清水に掛中分来て沙光
前の其の先番の家も遠く敷馬と出き
て立迫きる対面水戸の家相なる羽織に頭巾
家の侍使と沙殿家相なる家来
馬出〳〵と出る程に沙殿

出御ありて御乗輿して是より雲路をへしぬ事ら法
道具御先供ニ御駕籠脇の諸士ニ至迄も皆麻裃にて
予め此の同屋の前ニ於て是を見物し何れも皆感じて
御乗物ハ御かきすゑより供の先に立なし侍丈ら
彼乗物の大将前の左右に守護し通りけれ
四方の馬備を見て肝を潰し扨は其前の藤枝侍
是ぞ黄門卿也と評しける此は依て町中の
置きし城下の諸士不知して御附宜しと甚かりし
なり

一 将軍家密ニ仰せ御部屋住ハ御出府有之由ニ而光圀
卿ハ江戸へ御参着有之早速御登城有之候ハ
御対面有之御饗応有之其後密ニ御披露
為早速御服を改め江戸ニ来り其日ハ未日高き故
いかなる故か手住に旅宿にて逗留し手住より御本陣
より一ツ橋の八甚夜ハ御休みにて御供の者ニ向ひて
休息せられ候由ニて御本陣ニ下宿ニ至りて
休みせん拙者は寝所ニて候子細を申て
翌廻りの御花御出立候子細も有之只今江府ニ
可参旨申馬ニ乗り披露候ニ人を遣ハし家中の面
其本誰りの御なし借り候由甚だハ使者の
様子も之候馬ニ乗り被遣使者の躰にて道を
急ぎ給ふ桜田甲府中納言綱豊卿の御屋形ニ御越

[illegible]

[illegible]

何事中と中者[illegible]中[illegible]急の沙汰[illegible]子任沙汰[illegible]

[illegible]沙通り反次出何[illegible]沙汰向[illegible]

光國卿[illegible]中納言殿[illegible]の沙汰向[illegible]

[illegible]沙汰[illegible]

[illegible]

石沙[illegible]水戸殿沙使者[illegible]沙[illegible]次[illegible]

[illegible]綱豊卿沙[illegible]

[illegible]沙意[illegible]光國卿[illegible]水戸殿使者[illegible]

沙[illegible]

[illegible]元沙[illegible]綱豊卿沙雅[illegible]

[illegible]沙側[illegible]元沙[illegible]常[illegible]

[illegible]沙[illegible]使者[illegible]沙物語[illegible]源又[illegible]

[illegible]沙[illegible]子任[illegible]沙[illegible]

## 土屋家代々由緒之身の事

一土屋の家元甲陽信玄家臣金丸筑前と云人の子孫[illegible]

不幸ゆえ傾国兼合戦始まり両方討死ス二ヶ
土屋右馬丞ハ信玄ニ仕ヘ度ト願ヒ度ト願ヒ
勝頼の代長篠合戦ニ討死ス二男ハ金丸地六郎と
云ヒ去ル慶長元年ニ勝頼の代ニ侍大将ニ成リ
勝頼滅亡の時ハ同山ニ籠リ一所ニ討死ス次男和
少ヶ原ニ籠リ駿州清見寺ニ出家ス置小性ヒ
ヒ置ス大神君駿州清見
寺ニ御休ミ被遊ケル時ハ
八ヶ月ニ御給仕ニ出ル其生質甚美麗ニ
て立振舞も又仕ヒ方ハ
御小姓ニ成ル和尚少ヒ
上ニ成ル神君ハ唯者ニ無之ト
給リ此ヒ方ニ和尚ニ
御側ニ召仕ヒ度ト
武田二千石ヨリ上総久留里の城主ニ成リ
兵部少輔ト云次リ土屋但馬守ト
一の次男ハ立身シ三万石ヨリ元中ヨリ
質ニ成ル玄美ニ
踊ヒ自ラ稀ニ
美直ニ出ル
ごとく成ル右二代の民部

[illegible]人[illegible]悪人[illegible]家
中の者と[illegible]其[illegible]百性當り[illegible]
[illegible]積悪[illegible]和[illegible]倫子主[illegible]新加三
千石[illegible]其子土屋[illegible]但馬[illegible]
家[illegible]積[illegible]次[illegible]九万五千石也此人
[illegible]正直[illegible]慶[illegible]
[illegible]念[illegible]
[illegible]習[illegible]
[illegible]寒[illegible]巨[illegible]
[illegible]背中[illegible]
[illegible]者[illegible]

永[illegible]退屈[illegible]故小便[illegible]次[illegible]
[illegible]車[illegible]代[illegible]還[illegible]休[illegible]用事[illegible]
又[illegible]帰[illegible]代[illegible]其間[illegible]
[illegible]変[illegible]誰[illegible]迫変[illegible]
[illegible]残念[illegible]人[illegible]

## 井上河内守代[illegible]質の事

一井上先[illegible]河内守正則[illegible]地学の人[illegible]寺社奉行[illegible]
[illegible]
小[illegible]

一宗の本寺なる出家、公事小出しなる例の如く小僧
小僧と唱へ出家体の出家を腹し独僧と一宗
の本寺なる祇園社に小僧ことに俗りの沙汰
なる河内国の美濃真祇園社に
なる寺の職分なし俗多の出家と支配なる
身なく真下の出入反物沙汰事なし奉行
持出公武の沙汰なる所なる智の薄き姿
如何程の頑学なる方智小僧を飛ばし但し老
祇園社なる智識なる武を方智なる件の出家分口なる
なり
河内国寺祇園社なる出家なる真次の光中も長と置
度なる祇園社なる出家なる真須京都前代板倉
周防国なる京都小京都の沙汰置孫の支光中に
沙汰なる河内国なる大方沙汰なる一方
分を学なる果し刺茅と合なる如く合と
なり
河内国常に本家と出て法なる公事沙汰の
可なる訴訟人なる方なる支中に祇なる祇
眠りて本家と絡なる家出て少なる遣
人なる沙汰なる真支なる異小僧とすなる俗
なる光なる又家中の子なる呼出なる出なる男
なる武好なる光なる非人家中の子なる小僧なる

器量悪敷も宜しきより絶くまたなかりし
婦人なりしが十三拾人いりまたこれ
河内の敷墨と上り別て扇子と冊子を
大紙の子と冊子の振舞歌と唄ひ躍り奥に移り
子と也絶る河内の宴に人と酒り膳を
変ず居間の座り梅の木なし実と結ぶ
甚大なりし味又他の物と違ひ偏に至極大
小し置出りしまま舟留守なりしに大勢の
子た毒の木と上りて赤ぐろなる故温半なく
なりて新に表なりし帰船の子と大きに所と
潰し急ひく下る者も兎角の内に最早居間へ

入出と見く毒と家の支と称の名のすしまた
あぶと小静と下りまも下りまし怪我し後
なりて支の制中に絶又或舟さと
風味しも海苔膳と
出出遊分大切し置出振舞とし
叔父合と衆中に宴と雪海苔膳莫
合進ものし形出まの其日と乗り長人生紙進
外料理出れ寸分と海苔膳と
蓋に明けく味と豆腐の形の盃と成
座と豆腐と如何と成
つ海苔膳勝に雑に成

て詮方なく支配の頭人ニ其段申出けれハ大ニ驚き
其まゝにも怨し置道理ニ支度いたし候ハ有の儀申上
其上にハ河内守ハ孝子にて善ニ汝ハ立腹の気色もなく
其内の苦ニ出し能海嵐勝可進ハ汝納米ハ何日数も
経ハ汝の風俗変し中ハ孫しテハ者にてあり
其外寛く汝教可有ニ指揮而して背し其保料理人
ニ何の咎もなく承りしとなり此人学問ハ中々不及歟
道ニも達し能く申合せり居てもなく支と強ひ
其頃酒井雅楽頭大老ニして諫家政取扱ニ達
しても終り不能しとなり
河内守ハ嫡子とし井上中務少輔ニ云其頃部屋住ニ来

嘉女も行し夜り平田下野守ハ世より汝法を止し慕人なり
しかし河内守の知恵く出合語し通せし此人ハ息女成人
なり何れも容貌極めてより或ハ河内守ハ於て縁を組
左右て眞に通し件の息女を迎取し下野守ハ弟ニ此
内ニして汝望次第ニ可進とあり然るに河内守大ニ怒られ
則師子に縁の屋敷ニ納米して取締しけれハ其汝納米
の支度なれハ今日同道して家依り可納と有りけれハ下
野守云支ハ眼り急ぎ其事来汝願業等も不申上候て
此とあれハ河内守ハ何事も済ミての支先今日
同道可致して自分の家物との世其身馬ニ帰
ら於きしとなり其後ハ中務少輔奥方一生の間男ニ家

物りの〻抗しやうや本国下野守武蔵云ど孫子
馬どすゝ過きゟ息女達ゟ〻剣術〻長刀たしなミ稽古させ
馬わもの歩ゟ走過しけり

一 河内守息子井上山城守と云幼少なりし時ゟ在所ニて愛子
なりしに一首の歌をよめり
まゐひさうでこきこい歩行(アユメ)ど子どもゟりふ
〻我身ゟり積る老とと忘れしく

井上中務少輔ハ寺社奉行ども少しの内勤しゟ其
身不和ゟ依而沙汰ありし首尾ゟ能し〻依其上家中
本メ役石川藤太夫と云者簡略をどあてりし〻家
中相応の洩しも悪事百姓當りも宜しからん積悪

重りて役ゟ蒙被ゟ逢候中務少輔思慮なく袖内
脇の内上尾安ゟし死罪と役の者ゟ此事 上ゟ達し
沙汰過て而して上ゟ不埒仕方とし首尾能し尾安ゟ
〻依浅草の末ゟ六ゟ銭一生ゟ被仰付ゟ遠慮ゟり
中務少輔嫡子出雲守と云此人壹岐守の嫡子ゟて
家武者續わるへき人なれ共其身不行跡ゟ遠慮ゟ
押込次男出羽守家督續是以前ハ井上大和守と云
後見中をもて河内守と云此人ハ奏者番より寺社
奉行と要職若年寄ゟなり其後少老中ゟゟ
壹万石ゟ加増ゟ六万石となり未朝ゟ首尾後老中と
勤む其ゟ質様めし律義利ゟ沙汰彼ゟ大切なり

て能初めも孫書文字の忠義い專一に節れ
し後世にもこの学の力を胸の内大なる器
なり只常に正大平直なる中に自然の德を叶へ
りと見えり諸大名より諸の者筋文
武の希又熟上の徳り五希勾業暮れの部要別
其外書もなる方より石河の吉作四文清一中學
樂めなり德て京方に伝書に出なる流の程度
り叶へ之れとも最頃て主身に勢に別等德す
る文なり飛に殆朝鮮人に対面恵りの希堂人に
なる前に此事に外て他に御なる大方知れと
なりしに常に出入御に二の言虚無法に云者何

所に文頃の文字に新に常に沈む所人に
なり半分に石堂無常に伝書に目と掛け岩
御新落り殆に此事中外て最頃の御に遠慮
なり申に沈き所人に
伝書武の書に殆に線て質加法光自方
事遠慮深に
光出雲の泥君に二女儀の合力と將て
此人の娘と養女に松平伝法 五方名石河 信濃国の城主 に嫁に宮
なり信濃に死去に此間に光中の事
なり新に廣に諸義方に銀と求めて前望に
に再縁の文なり此の人身に遠近事と遠慮に

河内守領分七千石法師丸
又倫子懐津守嘉ゝ稱短對馬守
約束ゝ相ゝ不来人ゝ病者ゝ
りゝ義由ゝ聞ゝ則ゝ其旅屋ゝ
組ゝ人ゝ宮ゝ
合点ゝ是又一家の内ゝ
ゝ物ゝ仙新ゝ質也

右の通内バ七千石領ゝ下石 師ゝ組

一水戸黄門光國卿ゝ小身ゝ沙汰ゝ
石ゝ中ゝ孫菊ゝ代中將吉宗ゝ
侯悪の者ゝ
ゝ

の為ゝ二日ゝ
出羽ゝ保里ゝ
ゝ
乳ゝ
ゝ光中列坐の
ゝ水戸ゝ
正武ゝ

中將ゝ光國卿ゝ
中將ゝ
中山備前ゝ
ゝ中將ゝ光國
出坐ゝ
ゝ
ゝ
ゝ
ゝ
ゝ
ゝ
ゝ
ゝ
ゝ
ゝ

御済ニ相成候處其後菜油弥ニ而御座候今朝ニ使者参り候
於水戸別條無之哉と相尋候ニ付無之旨申答候
其許の御治定ニ相成候處一体如何之御了簡ニ而可有之候
如何様の手筈ニ而御治定ニ相成候義ニ付其の外豊後守
就述習り候得共諸藩等ニ候張り殊更之可及様子ニ有
四月朔日ニ相成大久保加賀守忠朝側より被申候ニ出羽守へも虚説
有之候間無之ニ付右御返答ニ相成候御用ニ付御目見年ニ入候節
御了簡を其通りニ付相成可然旨申達候而帰参
申候 右の内一條御桂昌院様より八重姫様夫人のごとく
相成候と御治定ニ相成八重姫君様より光圀卿ニ申達候
申候所御老中衆之の悪事候ニ付申出候光圀公七十二歳之条

江戸ニ而の御参府納候 中将様ニ御能ニ而御出座被遊候而
御座ニ付御家中の者共の妻子共ニ見物被仰付
被仰出候事女房子共迄一同人も罷出其能見物
人ハ保田越前守并御能本両人共ニ候處ニ中将様御能
清住寺光圀卿御能ハ并小楽屋ニ而御出被成楽屋の
周り毛氈を敷夜更候而被仰付置候ニ而御近習の者
両三人ハ其名置被成候を呼ニ相成候の被仰出被成候切幕
の際ニ参り候處是ニ参り候ニ付被仰出被成候参候由
の服着を置御前ニ参り候ニ付其後着替ニ候
居候ニ付其の前ニ而其備ニ候處廿日ケ條の書付
御懐中ニ入り御出被遊ニ中納言様ニ相成ニ付被仰付候初

二、三ヶ條ハ申次諸侯ヲ先陣ニ仰付候ハヽ無用之由申候と
某壱人而已ニ無之諸士の命を救ふ為ニ候ハヽ丈夫ニ可為と
御返答可申上旨陳述候ハ其上ニ而我等中将殿ニ於而も如何様と
存し附置候処家中ニ混乱致し其中諸事如何様とも
候ハヽ御沙汰被下候へ共中ニ而も御沙汰有之候ハヽ御勝手次第一定可致
中より被成下之判迴し置候へとも御自身御沙汰被為
其仕業ニ而ハ判形ニ而も御附置御頼ニ而も可被成
難有し幸と存被申候ハ御存知候ニ付是非とも
被仰候ハヽ身の為ニ候ハヽ子細ニ存候ハヽ又ハ中将殿ニ相成候とも
如何ニも可被仰付置候又ハ夫のみならす悪人ニも候間
他之実数し申候是ニ而御沙汰豊後守ニ兼使ニ如何之哉

可被仰豊後守ニ古の通り被成支候ハヽ手附ニ致し候旨
難申候ニ付候得共ハ豊後守宅ニ而御沙汰豊後守御返答有
御沙汰年寄ニ非御沙汰我等ニ而も一盛ニ候御沙汰被
致候支常ニ女房ハ中申候ハヽ次の御附の者ニ而老中一同
釣り置候事ニ而家中にても何支候ハヽ中ニ而火中ニ致し
被成下り中申置候其一袖ハ家来ニ而二三人程の達判ニ而
御沙汰候ハヽ是を被成下候而も御手ニの謀ニ而古の通り書付を
是迄ハ候得共御沙汰水の間ニ書付ハ被成支親類ニ御沙汰
御座候ハヽ長屋ニ御自身被人ニ遣し古の筋を被成下
其上ニ而ハ中将殿ニ是迄之通り御沙汰豊後守ニ而も之通
依之光圀卿ニ豊後守ニ而も御頼ニ而御座候

一夏の比　常憲院様御[illegible]黄門卿上使[illegible]者の
帝上使の沙汰に[illegible]
自分に隠居の身百性同様に[illegible]
の給[illegible]馬[illegible]
張殿に傳言[illegible]黄門中山尾張殿に隠居
[illegible]
[illegible]黄門中山[illegible]
上使の身に傳言[illegible]
[illegible]
[illegible]

一黄門卿[illegible]
沙[illegible]
中山水戸[illegible]
[illegible]
中山[illegible]自分の[illegible]一[illegible]
[illegible]
沙[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
五ツ過[illegible]

[illegible]

一 於水戸百畳表程の上薦畳皆[illegible]常、
[illegible]
沙汰猶の者共也沙汰[illegible]

中将及沙汰[illegible]中将殿孫
の事[illegible]
一 紀州沙汰の人[illegible]
沙汰[illegible]
戦場中[illegible]組伏首と称中に希[illegible]
[illegible]
[illegible]浪人の身[illegible]
紀州[illegible]
[illegible]
留[illegible]

宗物にて他出致し候躰に而、責而ハ尤に候へハ、京
都を指揮致し平生遠南北院殿ニ出入致し候処、日
又出仕致し候事、殊ニ其身の上御尋ニ付申上候へハ
天田中殿御狩ニ而御預ケ中ニ為に付三千石
病中ニ而御申上候ニ付、総領ニ立腹致し候処、其後者捨扶方も
足り不申候ニ付、御当方へ申上候へハ、其方共人分
何も此節ニ而ハ、致さ世候様、指図之通り、此段度々
随ニ致し候処、家ニ出入致し候へハ、能々相勤申候ニ付宥め
留め申候、其上三千人扶持ハ此下ニ候、嫡総領ニ二千人
扶持差上、五千石ニ成候而ハ、御預ケ返致し候ニ付、不申候
今総領ハ此節寄子に御仰付候節ハ二千五百石

下忍
外

有り候得共、唯今ハ其通ニ候

一 三井孫十郎ハ、右京殿より此節寄子二百石被下候
金森孫兵衛総領ニ而、右京殿次男孫十郎下戚腹ニ而候
右京殿小姓ニ召仕置候処、三井ニ家致跡絶候ニ付二
井家ニ孫十郎を継せ、纔ニ二百石下され御座候得共、寄子
五百石ニ成り候、寄子役ニ出勤候、能々相勤候ニ付、千石
有り候、当番頭ニ御判役相勤め、其後大寄合（京左衛門孫 宮殿ニ）
被仰付、千二百石ニ成候処、去丑年八九月の頃千
石ニ成り、寄子ニ被仰付、今程寄子役相勤候
寄子五人之相勤候、総領孫太郎二男、同じ
波邊周防守殿致候、五百石の跡式ニ成り候、其孫盾

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の西中条直[illegible]忠中[illegible]引
[illegible]忠中[illegible]藤大
工[illegible]諸[illegible]に[illegible]月[illegible]者[illegible]諸成就[illegible]
[illegible]食傷[illegible]元朝[illegible]諸[illegible]に[illegible]生の[illegible]子
[illegible]方石[illegible]の[illegible]少[illegible]昨日[illegible]に[illegible]戸田[illegible]人[illegible]
[illegible]金[illegible]孫[illegible]諸[illegible]に[illegible]連[illegible]昨[illegible]に[illegible]右[illegible]
[illegible]に[illegible]上の[illegible]請[illegible]子[illegible]西[illegible]
[illegible]子[illegible]の[illegible]に[illegible]上[illegible]の[illegible]少[illegible]に[illegible]一の
少[illegible]に[illegible]伝[illegible]受[illegible]の者[illegible]仕[illegible]家[illegible]の
持高[illegible]諸[illegible]拾五[illegible]石[illegible]に[illegible]岡田将監[illegible]家中の人
[illegible]に[illegible]面[illegible]習[illegible]通[illegible]に[illegible]者[illegible]衣服の[illegible]羅[illegible]

[illegible]五六[illegible]石[illegible]の[illegible]に[illegible]唯[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]者[illegible]者[illegible]
[illegible]孫[illegible]家[illegible]所[illegible]に[illegible]舟[illegible]に[illegible]孫[illegible]
[illegible]権[illegible]に[illegible]仕[illegible]家[illegible]保十九年[illegible]月[illegible]忠の
[illegible]辰[illegible]と[illegible]に[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]宅[illegible]
[illegible]高[illegible]に[illegible]大[illegible]と[illegible]高提燈[illegible]
[illegible]間[illegible]に[illegible]人[illegible]多[illegible]仕[illegible]高[illegible]
[illegible]に[illegible]其[illegible]光[illegible]に[illegible]に[illegible]歩
[illegible]に[illegible]騎[illegible]馬[illegible]騎[illegible]に[illegible]大[illegible]に[illegible]歩
[illegible]中[illegible]に[illegible]家[illegible]中[illegible]翌[illegible]日[illegible]秋[illegible]
[illegible]中[illegible]に[illegible]家[illegible]元[illegible]に[illegible]

松平越中守様又太郎へ被遣候事

一福島左馬太夫正則家臣青木又右衛門壹万石ハ
右之通福島家滅亡ニ付浪人ヨリ元和方ニ
も壹万石ヨリ内ハ壹万石帰参仕ル倅子
被官の者ハ家運と共ニ忠義ヲ尽シ
渡世と送る所ニ中分其身義渡世の仕方
まつ〳〵大名ハ是ハ浪人ヨリ仕官と隠ス仕業と
居ル事ハ松平越中守様其所通り中之様ニ
ヨリ此大名ハ由緒有ル元仕業の者ハ
ヨリ越中守様駕籠の内ヨリ御ヲ見ル事ヲ

正義ヲ又ハ忠義ヲ思ハ思ハ思ハ
通ル様ニ其儀ハ求ル様ニ
ヨリ給ヒ其儀ハ義ヲ
ヲ考ル事ハ
身上ヨリ
の内ヨリ
ヲ考ル事ハ
ヲ公義ニ
羅ヲ又ハ
ヲ考ル事ハ

又右衛門ハ壹万石の
ハ先和壹万石
ハ越中守様
ハ壹万石
ハ彼ハ
ハ節義ヲ
ハ
ハ
ハ

[illegible]の軍役[illegible]

[illegible]者流論[illegible]対し名を隠し[illegible]

[illegible]船[illegible]名を題して[illegible]

[illegible]帰り運[illegible]

## 渡部弾正[illegible]

[illegible]

一 渡部因幡長直常州[illegible]間の城主[illegible]対し

渡部弾正[illegible]士[illegible]共[illegible]

[illegible]者也其[illegible]間の城[illegible]

[illegible]恐[illegible]

[illegible]弾正[illegible]

[illegible]弾正[illegible]

[illegible]玉[illegible]切火縄[illegible]

[illegible]間の城[illegible]

[illegible]高き山城[illegible]

[illegible]谷[illegible]

[illegible]天[illegible]

[illegible]弾正[illegible]

[illegible]動し[illegible]

[illegible]

見出し口と呼き舌い出し弥次郎と云人と白眼諸
て居へりきも弥次郎も鉄砲と水潜へ互り良撃
白眼合て居へりの弥次郎祈ひすみて打出け
きものもなくして木置震動して大雷の音響渡て
河国も和田原なり地弥次郎主人と云大雷音
なりし原田置の山と崩れ其砂石石出人
迄も正次郎の中と見て走り猛雷し石出人
出地なり其原星霜遠しかり移りて諸
寺上河内も領なり対天の破孫も出て程の根延
と云人なし庵の下と始なりよ寺出なり鉢の骨の
大きなりと影変地出なりの所の者昔の弥次郎

支と呼伝なりの故に其時のこの骨なり
解説なりと称り
笠間の城山寸穴り黒つと思て西方源山
なりて山と切出きの加と呼りて橋と称り寿
弥次郎此橋と取更て通りしに尺四寸の山伏
橋の真中に立居へり弥次郎石恩誠なり知と飛
しに居へりの石敵なり者なり知い物なり
移板と呼へりの小橋なりて通りしに件の山伏
物なり笠原弥次郎と無し但弥次郎白状なり
引組と移ら合へり移へ居なり捕ひ加へ諸の内と夜也
なりしの中ふなりと時逃り又引組橋板も崩て斗

神ぐ今の世伏せりと見て殺さんと欲す切
固より大なる失也弥次郎も大きなる疑を果たし給へり
て此事を家来に語り弥次郎の帰り遅く
公許なりしを待つに於て弥次郎と見て潮
来と共に連帰りぬ夫より弥次郎毎夜こゝ
捧じ突彼の橋に行く大音揚げて名乗者出よ今
夜弥次郎と云て良暫待ちぬる其時終に
出ざりしと云り

古今武家雑語巻の壹終